



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

独占禁止法に関する相談事例集 (平成27年度)

平成28年6月15日
公正取引委員会

独占禁止法に関する相談件数

(単位: 件)

		平成26年度	平成27年度
「事前相談制度」による相談		0	0
	事業者の活動に関する相談	0	0
	事業者団体の活動に関する相談	0	0
一般相談		1,463	1,381
	事業者の活動に関する相談	1,226	1,182
	○流通・取引慣行に関する相談	969	969
	(うち優越的地位の濫用に関する相談)	(394)	(432)
	○共同行為に関する相談	116	80
	○技術取引に関する相談	38	35
	○共同研究開発に関する相談	14	12
	○その他	89	86
	事業者団体の活動に関する相談	237	199
合計		1,463	1,381

(注) 本表は、平成26年度及び平成27年度における事業者及び事業者団体の活動に関する相談(企業結合に関するものを除く。)を内容別に整理したものです。

- 相談事例集には、独占禁止法に関する相談のうち企業結合に関するものの以外のものであって、**相談者以外にも参考となると考えられる主要な事案**を掲載しています。
- 相談者の秘密保持に配慮し、相談者名等を匿名にした上で、相談の内容を具体的に分かりやすくするための修正等を行って取りまとめています。
- 公正取引委員会のホームページにおいて、平成13年以降、年度別、行為類型別に相談事例を公表しています。
- **平成27年度**は、事業者からの相談8事例、事業者団体からの相談5事例の**合計13事例**を掲載。

【事業者の活動に関する相談】

事例 1	メーカーによる差別取扱い
市場における有力な日用品メーカーが、一部の取引先事業者に対してのみ、顧客への商品発送をメーカー負担で代行することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 2	取引先に対する目的外利用の禁止
家畜の生産販売を行う事業者が、特定の取引先農家に対して販売する純粋種の家畜の目的外利用を禁止することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 3	ライセンシーに対する安売り広告の禁止
商標権を有する組合が、商標の使用の許諾に伴い、商標を付した製品の製造販売業者に対して安売り広告を禁止することについて、独占禁止法上問題となると回答した事例	
事例 4	パテントプールの非参加者に対する実施料
複数の事業者がパテントプールを形成し、医療用機械の事業化に必要な知的財産をライセンスするに当たり、パテントプールの非参加者に対する実施料を、参加者に対する実施料よりも高めに設定することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	

【事業者の活動に関する相談】

事例 5	競合するメーカー間の相互OEM供給
建材メーカー2社が、輸送費削減のため、相互OEM供給を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 6	競合するメーカー間の配送の共同化
食料品メーカー3社が、商品配送の効率化のため、小口配送を共同化することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 7	入札対象製品の調達価格の取決め
入札参加事業者が、入札で競合する可能性のある他の事業者から、入札対象となるシステムを構成する一部の機器を調達するに当たり、当該事業者との間で調達価格を事前に取り決めることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	

【事業者団体の活動に関する相談】

事例 8	事業者団体による小切手の無料推奨の決定
金融機関を会員とする団体が、特殊詐欺被害の未然防止策として、多数の預金を引き出そうとする高齢の顧客に、現金の利用に代えて小切手の利用を無料で勧めることを決定することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 9	事業者団体による情報の収集及び提供
製造設備メーカーを会員とする団体が、会員に対して、地域別の販売台数についてアンケート調査を行い、個々の会員の情報を明示することなく、その結果を公表することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 10	事業者団体による情報の収集及び提供
役務を提供する事業者を会員とする団体が、法改正後の会員の役務提供に係る料金に関する情報を収集し、会員ごとの料金が具体的に分かるような形で会員等に提供することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例	

【事業者団体の活動に関する相談】

事例 1 1	事業者団体による情報の収集及び提供
貨物運送事業者を会員とする団体が、既に公表されている情報を収集し、会員に対しメール・マガジンにより提供することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 1 2	協同組合による標準価格等の決定
建築資材の製造販売業者の協同組合が、組合員が顧客に請求する割増料金の参考となる価格を示すことについて、独占禁止法上問題となると回答した事例	
事例 1 3	農業協同組合による共同購買事業の利用強制
農業協同組合が、組合員に対し、農業用の機械購入のための補助金を支給するに当たり、機械及び資材を協同組合の共同購買事業を通じて購入することを条件とすることについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例	